

議案第 36 号

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会
教育長の給与等に関する条例の一部改正について

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育長の
給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 21 年 5 月 19 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

市長及び副市長の給与等に関する条例及び北本市教育委員会教育
長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 44 年条例第 9
号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 2 項の規定
の適用については、同項中「100分の210」とあるのは、「1
00分の190」とする。

(北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 北本市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年条
例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 5 条第 2 項の規定
の適用については、同項中「100分の210」とあるのは、「1

〇〇分の一九〇」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。